

## 遊覧飛行チケット販売規定

### 第1条（販売拒否）

株式会社セコ・インターナショナル（以下「当社」という）は、以下のような場合 遊覧飛行チケットの販売をお断り及び、既に締結された売買契約を強制的解除させて頂くことがございます。

- (1) お客様が当社の定める事項について虚偽の申告、または必要な申告をされなかった場合。
- (2) 第三者への迷惑行為 または当社の円滑な販売を妨げるような行為をされた場合。
- (3) 当社よりご案内した期限内に所定の手続きをされなかった場合。
- (4) お客様が振込による入金方法を選択し振込期限までに代金の振込を頂けなかった場合。

### 第2条（チケットの取替、変更、クーリングオフ）

購入されたチケットは、理由の如何を問わず、取替、変更、キャンセル・換金はお受けできません。なお、チケットは、クーリングオフ対象外の商品となっております。

### 第3条（紛失・盗難）

遊覧飛行チケットはいかなる場合（紛失・盗難・破損等）においても再発行致しません。

### 第4条（遊覧飛行チケットの払戻し）

遊覧飛行チケットの有効期限については、別途裏書き等無いものについては発行日より6ヶ月とする。

### 第5条（遊覧飛行チケットの払戻し）

1. 遊覧飛行チケットの払戻しについては、当社の指示及び意図等において認められた場合のみ払戻しを行うものとします。有効期限のすぎたチケットの場合の払戻しは行いません。
2. いかなる場合においても当該チケットの券面金額以外の費用（手数料、交通費、宿泊費、通信費、送料等）の支払いは行いません。
3. 当社が販売するにあたりお客様より徴収した商品代金以外の各種手数料（取扱手数料・通信費等）についてはいかなる場合においても払い戻しの対象とは致しません。

### 第6条（禁止事項）

当社から購入した遊覧飛行チケットを、チケット券面金額を超える金額にて転売及び、インターネットオークション等へ出品する等の転売を試みる行為、転売を前提にチケットを購入する行為は禁止としております。前述の行為が発覚した場合、当社自らの判断で購入済のチケットを無効とした上で、遊覧飛行チケット代金の返金並びに搭乗及びフライトを認めないことがあります。

### 第7条（販売トラブルによる損害賠償）

当社帰責事由による遊覧飛行チケット販売上のトラブルに伴う損害賠償の限度額は、チケットの券面金額迄とします。

#### 第8条（免責事項）

チケット郵送等の過程にて不慮の事故等により、予約申込が不能の事態となった場合、これによりお客様または第三者に生じた損害に対し、当社は一切責任を負いません。

#### 第9条（契約成立）

お客様は当社指定の方法によりお申しいただくものとし、当該申込を当社が受領し、お客様が当社の指定する期日内にチケット代金のご入金及び当社での入金確認が完了した時点でチケット販売の売買契約が成立するものとします。

#### 第10条（支払い方法）

チケット購入に関わる料金の支払方法は当社指定の方法（銀行振込・手渡し等）の中から選択いただくものとし、指定以外の方法は使用できないこととします。

#### 第11条（チケットの引渡し）

チケットの引渡しについては、原則当社が指定する引渡し方法（郵送・手渡し等）から選択していただくものとします。

#### 第12条（郵送等によるチケットの引渡し）

1. 前条による指定の方法が郵送による配送を指定された場合は、当社がお客様指定の宛先を記載して商品を配送業者に引き渡した時点でチケットの引渡し業務の履行を完了したものとします。以降の商品に関する紛失のリスクと権利はお客様に移行するものとします。ただし、お客様がチケットをスムーズに受取れるよう、本条2項に規定するご協力を行う場合があります。
2. 配送先に変更がある場合には、必要に応じてお客様本人が申し込み前または申込当日迄に配送業社の配達時間内に受取り可能な住所に変更するものとします。なお、不在等によりチケットが当社に戻ってきた場合の再配送については、別途500円の再配送手数料をお客様が負担するものとします。
3. 本条1項の規定に基づき、お客様不在時に指定配達先においてお客様以外の方が商品を受取った場合でも、引渡しは完了したものと、かかる商品の引渡しについて当社は一切の責任を負わないものとします。また、お客様の事情により希望日迄に商品を受取れない場合でも、当社は返金等に一切応じないものとします。
4. お客様はチケット受取り時にすみやかに商品を確認するものとし、商品に瑕疵があった場合は実際のチケット受取日または宅配業社による不在時配達通知がお客様指定の住所に届く等、お客様によるチケットの受取が可能となったと認められる日（以下「受取日」という）から7日以内迄に申出ていただきます。

#### 第13条（その他）

当社の事業内容の変更等により、事前通告なく条項を変更・追加する場合があります。

付則：本規定は2008年4月1日午前0時より実施するものとします。